

国 海 環 第 69 号
令和 7 年 6 月 20 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長
(公印省略)

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示について（周知）

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示（令和 7 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）を別添のとおり令和 7 年 6 月 20 日に公布したので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

令和 7 年 6 月
厚生労働省
国土交通省
環境省

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき 主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示について

1. 背景

船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びに生活環境の保全については、国際海事機関（以下「IMO」という。）において、「二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」（令和 7 年 6 月 26 日発効予定。以下「シップ・リサイクル条約」という。）に基づき国際的な規制が行われる予定であるが、我が国は、当該規制を既に船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成 30 年法律第 61 号）の体系に取り入れている。

このうち、船体や船舶の設備に含まれる有害物質に関する規制については、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第 2 条第 6 項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示（平成 31 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「告示」という。）において規定している。

今般、令和 7 年 1 月 27 日から 31 日にかけて開催された、IMO 第 12 回汚染防止・対応小委員会（PPR 12）にて、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質である「シブトリン」について、シップ・リサイクル条約における規制値を「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」（平成 20 年 9 月 17 日発効）における規制値に整合させることが合意された。これを受けて、告示において定められている当該基準を改正する必要がある。

2. 概要

船体に海洋生物が付着することを防止するために用いられている「シブトリン」を含む船底防汚塗料について、シブトリンの含有率の基準を、塗料容器から試料を採取した場合にあっては、「0.1 パーセント以下」から「0.02 パーセント以下」に変更する改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

施行：令和 7 年 6 月 26 日（木）（シップ・リサイクル条約の発行予定日）

○厚生労働省
国土交通省告示第一号
環境省

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月二十日

厚生労働大臣 福岡 資麿
国土交通大臣 中野 洋昌
環境大臣 浅尾慶一郎

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示の一部を改正する告示

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が定める物質を定める告示（平成三十一年国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質（船舶に使用されている材料又は設置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。）とする。	
物質	含有率（質量パーセント）
（略）	（略）

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の規定に基づき、船舶の再資源化解体に従事する者の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして主務大臣が定める物質は、次の表の上欄に掲げる物質（船舶に使用されている材料又は設置されている設備における含有率が同表の下欄に定める値であるものを除く。）とする。	
物質	含有率（質量パーセント）
（略）	（略）

附 則

この告示は、令和七年六月二十六日から施行する。

(略)	シブトリン（防汚方法として使用されるものに限る。）
(略)	塗料が充分に乾燥した状態において ○・一パーセント以下（容器から試料を採取した場合にあつては、○・二パーセント以下）

(略)	シブトリン（防汚方法として使用されるものに限る。）
(略)	塗料が充分に乾燥した状態において ○・一パーセント以下